

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

美濃加茂市長 伊藤 誠一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

蜂屋地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 3 0 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	3 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・地域内には農業生産法人が 2 経営体、法人化を予定している 1 経営体があり、これらを中心に農地集積が進み、規模拡大、高付加価値化が進展する。また、6 次産業化を検討している経営体もある。
- ・美濃加茂市堂上蜂屋柿振興会を中心に堂上蜂屋柿の生産振興、販路拡大が図られている。